

○市立甲府病院看護学生修学資金貸与条例

平成21年12月15日

条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、看護師等の養成施設に在学する者で、卒業後に市立甲府病院(以下「病院」という。)において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、もって病院における看護師等の確保及び医療水準の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第3条に規定する助産師及び法第5条に規定する看護師
- (2) 養成施設 法第20条及び第21条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成所
- (3) 修学生 修学資金の貸与を受けて看護師等の養成施設に在学している者

(貸与金額等)

第3条 修学資金の貸与金額は、月額5万円以内とする。

2 貸与する修学資金は、無利子とする。

(貸与期間)

第4条 修学資金の貸与期間は、当該養成施設の正規の修学期間内とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

(貸与の停止)

第6条 市長は、修学生が休学し、又は停学処分を受けたときは、休学した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、修学資金の貸与を停止する。

(貸与の決定の取消し)

第7条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消す。

- (1) 看護師等の養成施設を退学したとき。
- (2) 病院において看護師等として就業する意思を有しなくなったと認めるとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認めるとき。
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認めるとき。
- (5) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他修学生として適当でないと認めるとき。

(返還)

第8条 修学資金の貸与を受けた者は、貸与期間が終了したとき、又は貸与の決定が取り消されたときは、規則で定めるところにより、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 看護師等の養成施設を卒業後、直ちに病院において看護師等として就業し、かつ、引き続き病院の業務に従事しているとき。
- (2) 看護師の養成施設を卒業後、将来病院において助産師として就業する意思をもって、他の養成施設に在学しているとき。
- (3) 疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難なとき。
- (4) その他特別の事由があると認めるとき。

(返還免除)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 看護師等の養成施設を卒業後、直ちに病院において看護師等として就業し、かつ、引き続き規則で定める期間病院の業務に従事したとき。
- (2) その他特別の事由があると認めるとき。

(遅延利息)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、規則で定める遅延利息を支払わなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。